

国際リニアコライダー (ILC) に関する有識者会議 議事運営規則

(有識者会議の運営)

第1条 国際リニアコライダー (ILC) に関する有識者会議 (以下「有識者会議」という。) の議事の手続きその他有識者会議の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(座長)

第2条 座長は、有識者会議の事務を掌理する。

2 座長が有識者会議に出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第3条 有識者会議は、有識者会議委員の過半数が出席しなければ、有識者会議を開くことはできない。

2 有識者会議は、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討に参加させることができる。

3 有識者会議は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

(部会)

第4条 専門的な事項について調査・検討等を行わせるため、有識者会議に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織及び運営に関し、必要な事項は、座長が定める。

(委員の欠席)

第5条 有識者会議に属する委員が有識者会議を欠席する場合は、代理人を有識者会議に出席させることはできない。

(公開)

第6条 有識者会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により有識者会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容の公表)

第7条 座長は、有識者会議における審議の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、有識者会議の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、有識者会議に関し必要な事項は、座長が定める。